建設水道委員会会議録

平成19年3月9日(金曜日) 午前10時00分から 午後2時19分まで 市役所 委員会室

出席委員(5名)

委員長 岡 覚君 副委員長 原 欣伸 君

三浦知里君 宮地繁誠君

熊 澤 宏 信 君

欠席委員(なし)

職務のため出席した事務局職員の職・氏名

統括主査 中田妙子君

説明のため出席した者の職・氏名

水道部長 都市整備部長 金 武 幹 男 君 牧 野 一 夫 君 都市計画課長 奥 村 照 行 君 都市計画課主幹 淳君 高木 建設課長 河村敬治君 維持管理課長 古 橋 庄 一 君 建築課長 松山和彦君 富幸 君 庁舎建設課長 森 水道課長 余語 延孝君 下水道課長 城 佐重喜 君

付託議案

第13号議案 犬山市道路占用料条例の一部改正について

第14号議案 尾張北部都市計画犬山下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正につい て

第18号議案 平成19年度犬山市一般会計予算

第1条の第1表 歳入歳出予算中

歳 入 建設水道委員会の所管に属する歳入

歳 出 2款 総務費(1項総務管理費のうち15目犬山駅西再整備費、 16目新庁舎建設費及び17目新しいまちづくり事

業費)

4款 衛生費(1項保健衛生費のうち1目保健衛生総務費中28

節繰出金)

5 款 農林業費(1項農業費のうち6目土地改良費中28節繰出金)

7款 土木費

10款 災害復旧費

第26号議案 平成19年度犬山市公共下水道事業特別会計予算

第28号議案 平成19年度犬山市農業集落排水事業特別会計予算

第30号議案 平成19年度犬山市水道事業会計予算

第31号議案 平成18年度犬山市一般会計補正予算(第5号)

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳 入 建設水道委員会の所管に属する歳入

歳 出 7款 土木費

第3条の第3表 繰越明許費補正中

2款 総務費(新庁舎建設用地取得事業)

第35号議案 平成18年度犬山市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

第36号議案 平成18年度犬山市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

+

- 2 -

午前10時00分 開議

岡委員長 皆さんおはようございます。ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しておりますので直ちに建設水道委員会を開催いたします。

本委員会に付託されました案件は、付託議案一覧表に記載のとおり、第13号議案 犬山市 道路占用料条例の一部改正について、第14号議案 尾張北部都市計画犬山下水道事業受益者 負担に関する条例の一部改正について、第18号議案 平成19年度犬山市一般会計予算、第1条の第1表 歳入歳出予算中、歳入 建設水道委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務費(1項総務管理費のうち15目犬山駅西再整備費、16目新庁舎建設費及び17目新しいまちづくり事業費)、4款衛生費(1項保健衛生費のうち1目保健衛生総務費中28節繰出金)、5款農林業費(1項農業費のうち6目土地改良費中28節繰出金)、7款土木費、10款災害復旧費、第26号議案 平成19年度犬山市公共下水道事業特別会計予算、第28号議案 平成19年度犬山市農業集落排水事業特別会計予算、第30号議案 平成19年度犬山市水道事業会計予算、第31号議案 平成18年度犬山市一般会計補正予算(第5号)、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 建設水道委員会の所管に属する歳入、歳出 7款土木費、第3条の第3表繰越明許費補正中、2款総務費(新庁舎建設用地取得事業)、第35号議案 平成18年度犬山市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、第36号議案 平成18年度犬山市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、第36号議案 平成18年度犬山市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)であります。

お諮りいたします。

付託議案の審査の方法については、まず1議案ごとに当局の説明を受け、その都度質疑を行い、質疑終了後、討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

岡委員長 異議なしと認めまして、そのように進めさせていただきます。

それでは最初に、第13号議案を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

古橋維持管理課長 (第13号議案説明)

岡委員長 説明は終わりました。

ここで暫時休憩します。

午前 1 0時03分 休憩

再開

午前10時04分 開議

岡委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

第13号議案に対しての質疑を求めます。

ご発言をお願いします。

〔「なし」の声起こる〕

岡委員長 質疑なしと認め、第13号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第14号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

城下水道課長。

城下水道課長 (第14号議案説明)

岡委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

[「なし」の声起こる]

岡委員長 質疑なしと認め、第14号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第18号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

森庁舎建設課長。

森庁舎建設課長 (第18号議案説明)

岡委員長 奥村都市計画課長。

奥村都市計画課長 (第18号議案説明)

岡委員長 古橋維持管理課長。

古橋維持管理課長 (第18号議案説明)

岡委員長 河村建設課長。

河村建設課長 (第18号議案説明)

岡委員長 松山建築課長。

松山建築課長 (第18号議案説明)

岡委員長 城下水道課長。

城下水道課長 (第18号議案説明)

岡委員長 余語水道課長。

余語水道課長 (第18号議案説明)

岡委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

ご発言を求めます。

三浦委員。

三浦委員 まず、130ページですが、13節委託料、先ほど説明がございました都市計画基本 図作成委託料について、目的は前回の資料でもいただいていますけれども、固定資産税の評価とか、基礎的データになるということと、もう 1 点、住民への配信の情報提供の必要性ということで、6年ごとに作成されているということなんですが、どういう提供をされてきたのか、またされているのか、その辺をお聞きしたいということと、あと、135ページ、一番上の13節委託料の中の 1 点目の都市公園維持管理業務委託料、先ほど65の公園について町内に委託しているという話がありましたけれども、あと、アダプトを進める上で、委託している公園もアダプトで掃除がしたいわという方の場合、これどうなっているのかお聞きしたいということと、あと三つ目に、その下の都市公園樹木剪定委託料ってあるんですが、これは

維持管理の方に少しお話ししたんですが、青木団地の桜の木を切ってほしいという一部の住 民の方からの話があって、切られたんですが、ちょっと切り方が大変皆さんからいろんな意 見が出るようなあれでしたので、ちょっとその経緯をもう一度、お聞きしたいと思います。

最後ですが、同じところの下から2番目ですね、砂抗菌処理委託料、これについてちょっと説明をお願いいたします。

以上です。

岡委員長 ただいまの質疑に対して答弁をお願いします。

奥村都市計画課長。

奥村都市計画課長 今の都市計画基本図の作成についてお答えさせていただきます。

これにつきましては、今お話がありましたように、平成12年に飛行機を飛ばして、空撮ですね、都市計画基本図をつくっています。これはおおむね5年ぐらいのペースでやるわけですけれども、特に、今回は今のお話がありましたように、固定資産の見直しが平成21年に行われますので、それに使う資料だということと、あとそれに伴って、今、平成12年に空撮した以降に高根洞の工業団地とか、あるいは四季の丘とか、もえぎヶ丘、あるいは桃山台とか、新たに団地が、造成されたということです。その後、平成12年度以後にリストアップしても、新しくできておりますので、そういうものについて最新の地図情報を提供するということであります。特に、住民の皆さんには地理情報システムというのが導入してありますので、その地理情報システムによって、従来的な図面のような、大きな図面じゃなくて、ピンポイントでA4判で出るような形にしておりますので、番地を指定されればそこの図面が出てくるというような、そういうようなものということで、非常に最新の情報が出せる。特に団地なんかについては、建築確認のときに位置図として必要ということで、非常に今そういうものが要望されるんですけども、現実的にはそのようなものがないということで、それを含めて一度整理して、今、新しい最新の情報を提供していくというふうに考えているものであります。

ちなみに、平成19年度と、平成20年度に分けてやるわけですけれども、平成20年度には新しい都市計画で 1万5,000の図面とか、用途図になりますけども、そういうものを修正して、平成20年度にそういう最新のデータの提供できる計画的なものは用意していきたいというふうに考えております。平成19年度については、飛行機を飛ばして空中撮影をやろうと考えております。

以上です。

岡委員長 古橋維持管理課長。

古橋維持管理課長 135ページの3点の質問だと思いますけど、まず135ページの上から2番目、都市公園維持管理業務委託料というのは、町内で公園の委託を頼んでおるものでございます。

都市公園の管理委託料で、現在、関係町内35町内にその団地にある公園等の委託をお願いしておるわけです。それについては、通常の維持管理ということでお願いをしております。 それは、一応頼んでやっておりますが、今質問にございましたのは、そういうところをアダプトでやった場合というお話だと思うんですけど、アダプトにつきましては、年4回以上の 都合のつく日ということで、それのごみ処理とか、限定はしてないもんですから、アダプトとして、程度がございますので、今お願いしとるのは、除草とか、町内さんにお願いしておるのは委託料を出しておるわけですけど、通常やれる範囲のところをお願いしております。高木等については、町内さんでやられるもんですから、工事費の方で地元の方と相談しながら進めております。それで、アダプトになったということになるんですけど、そのあたりはちょっと調整しないといかんですけども、完全にいいふうに管理していただければ、委託料を切らせていただくという形になりますけど、その年4回、規定されてないもんですから、任意なときにやっていただくということで、アダプトを設けておりますので、それできれいになれば、委託を外すとか、相談させていただいての話になりますけど、そんなような状態になると思います。

2点目でございますけど、青木団地の桜の木の剪定がというお話でございますけど、これの経緯でございますけど、町内会長さんの方から、平成18年4月の時点で、樹木の剪定という話で要望をいただきました。そういう中で、その中に桜が含まれておると思うんですけど、電線にかかるとかいうお話がありまして、そのお話をもとに、剪定をしたわけですけど、その後、町内さんの方より、強い要望、二、三人おみえになって、そのやり方ではという話がありまして、近隣の方だと思うんですけど、桜の木を切ってほしいとかいうような強い要望も出たんですけど、せっかくあるものをということで、その方たちもまじえまして、町会長さんも含めて相談させていただいたんですけど、そういう中で、今の剪定の状態で、一応、地元の方、うちの方も、町内の総意がないと余り勝手なことできんもんですから、そういう要望で、市と専門業者ともまじえて、町会長さんも含めて、現場でどの程度に剪定するかという相談をさせていただきまして、今の剪定の状態になったということでございます。

その話し合いの中で、町内総会で当然、刈ってくれというような話も出ておりました。ちょっと私自身もどうかなと思ったんですけど、それにつきましては、今、最初にお話しましたように、一般的な話ですけど、町内の清掃等、そういう委託業務をお願いしとるということもございまして、落ち葉とか、毛虫とか、非常に台風とか何かがあれば、枝や葉が飛散するとかいうような形で、確かに開園当時より木も大きくなりまして、各公園が当初から長期間過ぎましたもんですから、公園ができてから、相当そういうような、桜の木以外でも、そういうようなところが多いです。木が成長したということもございますし。それで、一番は、うちの方も個人的な話を聞いて判断してはいかんもんですから、町内総会へかけられるということで、町内、団地のそういうような話がございましたので、そのような剪定を施したというような状況でございます。

あと、3点目でございますが、抗菌の話でございます。これにつきましては、公園で砂場があるところです、59公園ございます。そういう中で、細菌の検査を行います。その中で、大腸菌の個数とか、回虫卵が検出されたとか、そういうような検査をするわけですけど、そういうものが検出された場合に、抗菌、菌がつかないとか、寄せつかせないというような、抗菌した砂を入れまして、砂場に、それを攪拌させるというような状態でございます。

それで、59公園実施して、値が悪いところについては、そういうような抗菌処理を行って おります。平成17年度はそういう検査の結果、11公園が悪かったもんですから実施しまして、 平成18年度は値が悪いところが余りなかったもんですから、一応、抗菌の処理業務はしておりません。

以上でございます。

岡委員長 三浦委員。

三浦委員 さっきのアダプトとの関係なんですが、重なっててもいいということで今はやってるということですね。市民と町内に委託を任せている公園であっても、アダプトもオーケーだよということで今やってるという。

岡委員長 古橋維持管理課長。

古橋維持管理課長 そういうところはないです。そのようなお話しておりますので、委託で、 町内で面倒見ていただいておりますということで、そういう状態でございます。

岡委員長 三浦委員。

三浦委員 今の公園の剪定の関係ですけれども、町内の総意でないということは確かなんですね。ちょうど見ていただくのが一番かなと思って、写真だけ撮ってきて見ていただくようにしたんですが、私が思ったのは、桜を切る何とか、梅切らぬ何とかっていうのがあるので、もうちょっと、市としては当然、住民からの要望があったらこたえていかなきゃいけないということはわかるんですが、その切り方については、本当は専門家にアドバイスを受けたらいいんじゃないかと思ったんですが、これ、専門家がちゃんといての判断でこうなったということなんですね。

住民の方は枯れ葉がどうのこうのとかって言われるんですが、その裏に、もっと大きな木が、あれはお地蔵さんか何かの関係であるんでしょうけど、そういうものの苦情が、言われない方のところはやっぱりやらないで、強く要望した方の意見を聞いていくという、何と言っていいかわからないんですけど、剪定していく上で、何か基準じゃないですけど、専門家のアドバイスは受けたということなんですが、もうちょっとそういう意見、いろいろ聞くべきじゃないかなと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

岡委員長 古橋維持管理課長。

古橋維持管理課長 今、おっしゃるように、桜については非常に各所の公園にございますけど、大体、通常の場合は通行に支障があるとか、道路の方にはみ出して、そんなような話とかが多いですけど、最初、そのような要望を満たせば、それなりに了解はいただいておるところは多いです。いろんな木がありますけど、カイズカイブキとか、やたら大きくなると暗くなって、環境面でも悪いとか、そういう話も聞きますけど、防犯的にも悪いとか、そういうことありますけど、ちょっと今、基準と言われたんですけど、なかなかそのあたりが難しいなというふうには判断しております。

岡委員長 宮地委員。

宮地委員 94ページの内田側の例の水道事業の環境課の保障金で、繰出金かな、71戸かな、 ふえたかな、もっと少なかったんじゃないかなというふうな気がしますけども。

岡委員長 余語水道課長。

余語水道課長 そんなにふえておりません。当時の対象者分と、それから分家に出た分も補償してますので。その地域だけの、その地域へ分家で出た分ですね。

岡委員長 宮地委員。

宮地委員 一遍その地域を教えてもらえんかね。

それから、都市計画ですが、都市計画路線の見直しを本年度やってるというふうに聞いて るんですが、もう終わったかどうか、その路線の作成が終わったとするなら、地元説明会な んかは、スケジュール的にどんなふうに考えてるか。

岡委員長 奥村都市計画課長。

奥村都市計画課長 今、都市計画道路の見直しについては、現段階で愛知県の方から一定の 方向性が示されている。今、それぞれ見直しする中で、犬山市の対応するものとして、一つ はやめたという方向性、一つは整備する方向性ということです。やはりその中の一つのやめ るということもいいと思うんです。行政が一方的にやめるということはできませんので、一 つは、今の見直しの、私の方の方針の中では、まちづくり委員会というのが、楽田、あるい は羽黒、城下町で立ち上がっておりますので、そういう中で、その方向性を見出した部分に ついて、少しずつ見直しをしていきたいということで、全部が全部見直しということは、な かなか難しい問題であります。特に、県道体系がより多く残っております。市道体系であれ ば、市が見直しできますけども、県道体系ですと県の尾張北部のネットワークの構築された 中での理由がありますので、犬山市だけやめるというわけにはなかなかいかないということ がありますので、そういうものを補完できるような、県道体系の中でも市道の方にして、そ れを補完できるようなものがあれば、それも含めて見直しをしていきたいということで、今 はそういうことで、県に対してはまちづくり委員会等の意見の中でそれを参考にしながら見 直しの方向を定めていきたい。特に今、いつから見直しをするという時期、期限については 特に定めてはないです。随時、そういう必要なところから見直しをしていきたいというふう に考えております。

岡委員長 宮地委員。

宮地委員 そうすると、今年度でそれを完了するとかいう期限は持たずに、路線、路線によって、方向性を定めていくとそれから何年かかかって、その見直しをしていくのかということと、まちづくり委員会というところで意見というの、わかるんだけども、必ずしもそれがまちづくり委員会はその周辺の人の意見を集約してきているのかということは疑問に思われるんだけども、ここで方向性を出すというのはおかしいんじゃないかな。そこだけでは、やっぱり地元が第一に、意向を聞いていかんと、たとえて言うたら、まちづくり委員会では、羽黒の例でいうと、うちの前の路線が、あの路線が今度文化会館の方へ変えるという話が、まちづくり委員会でも出てるし、市長の講演の中でも出てるんだけども、そういうのは、地元は全く知らんわな。どこでどういうふうに、そういうふうに来てるのか、そういう地域の説明とか、そういうことはせずにやっていくつもりですか。

岡委員長 奥村都市計画課長。

奥村都市計画課長 まず 2 点あるんですけど、年数の問題というのが、とりあえず今全体的な犬山市の都市計画道路の中で、どの路線を見直しするかということについては、県から調査がきておりますので、一応、市としての方針は出しております。

今また、2点目のまちづくり委員会という、ちょっと誤解もあると思うんですけども、ま

ちづくり委員会等の中で提示して意見をいただいて、当然、関係地域の地元の住民の方に、 その見直しに当たっては配慮がいると思いますので、とりあえず全体的にまちづくりの中で、 その路線が必要かどうか、こうしたらどうかという議論をしていただいたものを受けて、市 として、それは見直しという方向になってくれば、市としては、関係住民の方への説明を含 めて方向性を示して、住民の方の理解を得るように進めていきたいと思います。

ただ、いきなりどうですかという形で、なかなか地域へ持っていくのもなかなか難しい部分もありますので、そういう中で、私どもとしては、羽黒とか、幸い、楽田についてもまちづくり委員会が立ち上がっておりますので、そういう中に投げかけて、そういう中の意向を状況判断しながら、少し、そういう方向になれば本格的に地元の方に説明会というふうに考えております。

以上です。

岡委員長 宮地委員。

宮地委員 ひとり歩きせんように、先ほどの斎藤羽黒線かな、あれは。その路線についても、 セットバックしている人もあるんで、そこらの改良もどんなふうに考えているのか、路線変 えれば当然補償問題になるのか、そこらの対応はどんなふうに考えているのか。

岡委員長 奥村都市計画課長。

奥村都市計画課長 本町線とか、新町線も見直ししてるんですけども、当然、見直しをすることによってリスクもありますので、それは市として方針を出したら、例えば法手続によってのセットバックしたことについては、市が責任を持って、申し出があれば買っていくという方向性を見出さないと、当然、簡単にいきませんので、そういう方針をきちっとして、財政的なものもしっかり構築した中で、見直しをしなくちゃいかんということです。こういうことを整理してから、少しずつ、本格的に取り組めば、そういうことを整理した上で、変更とか、あるいは廃止とか、そういうことで地元の住民の方に説得できます。そこまでは、現在では至ってません。ただ、市の中でも、かなりもう絶対無理だというものについては、いつまでも50・30という一つの規制をかぶしてやってることがいいかどうかということもありますので、できるだけそういう法的な部分や規制から外すためには、一遍にできないとしても、少しずつでもその見直しの部分としてやっていきたいというふうに考えておりますので、そういう方法もありますけども、今の状況からすれば難しいので、部分的な見直しをする中で検討することが一番現実論ではないかなというふうに私ども考えておりますので、そういう考えの中で進めていきたいと思います。

岡委員長 宮地委員。

宮地委員 そういうふうに見直しをされて、進められる手法として、いろいろなやり方があるということはよくわかるんで、ただただ、まちづくり委員会の意見ということも大事だろうと思うけども、同時に地域の意見も入れて、並行して進んでいかんとね、こっち側がこういう結論でしたよなんていう形で持っていくと、やっぱり地域としての感情もあるんでね、そこをきちっと並行しながらやっていく必要があると思うんで、部長、答弁お願いします。 岡委員長 金武都市整備部長。

金武都市整備部長 都市計画道路というのは、その地域だけの道路じゃなくて、もちろん地

域の幹線道路ですので、変更についても非常な検討が必要なんです。例えば、犬山線一つとっても、犬山から扶桑へ入って羽黒へ入っていくという、地域の幹線道路ですので、その中で大きな、全般にわたっての協議というか、大きな犬山市の交通ネットをどうするかということから始まってきますので、まず第一はそれを考えるということですね。

当然ながら、地域の部分的な変更というのもあり得ますので、今回、羽黒についても、まちづくり委員会だけの結論ではなくて、当然、地元の一番の迷惑というか、影響のある部分の方に意見をいただきますので、それは当然の話で決めていくということでお願いします。 岡委員長 宮地委員。

宮地委員 ぜひ、進めていくんだったら、並行して対応をとってほしいということだけで終わります。

岡委員長 熊澤委員。

熊澤委員 関連して申しわけないけど、内田の件ですけども、市町村合併する前に、犬山町 の警察署長と郵便局長と、町長と契約文書あるんです。今言った。だけど、それは分権やな んでかはいいんだけども、今までは漏水で水道が済ませとった。不明水で処理しとったとき に、50年の監査のときに調整基金をはっきり一般財源から出さないと水道の特別会計は赤字 になるんじゃないかということで、それで調整をしたんだけども、契約そのものは、100年 が限度だというふうに、あの当時、弁護士と相談したときに、その契約書は生きとるから、 犬山署の警察署長と郵便局長と契約しとんだね、犬山町長が。だから、そこら辺がこれもう 合併してから55年か、そこら辺のところを契約が生きるか生きないかということを今から地 元の方でやらないと、ずっと生きてるということは、その地域が全部埋まるまで面倒見んな らん、これ全部今までただでやっとったらおかしいということで、直して、基本料金だけは、 基本の水道料金は減免をして、あとの超過したものについたものについてはもらっとるんで すよ。だから、基本の水道料金というものの、そういうふうな調整をしてきたんだけども、 その契約がずっとそれいくと、ここまでやってくれたのに、ここから100年なのか、もとの 契約したときからの100年が生きるのか、もう今から原課の方では進めていかないと、いつ まででも、その地域が全部埋まるまで面倒見なきゃならんということになってくるといかん。 あれは、簡易水道すべてのものが合併したときにそれが問題になって、昭和50年に、僕が監 査のときにおかしいと、不明水でやるのは。これは一般会計から調整基金で入れなさいとい うふうにやって、そこで調整はとったんだけども、そのままでほうっとかずに、これから処 理する方向でやっていただくような方針があなたの方であるのか、ないのか一遍確認だけし ておきます。

岡委員長 余語水道課長。

余語水道課長 私の方としましては、水道水を売って、それで経営してますので、うちの経営とすれば、どこからお金が入ってもいいわけですけども、全体としまして考えますと、やっぱり関係課の方と協議しまして、最初、町議会ですので、昭和19年に、町議会で調印ができてます。ですので、その辺は、1回、関係課などと調整とりまして、地元の方も解決させていただくということでよろしくお願いします。

岡委員長 熊澤委員。

熊澤委員 それと、そのために木曽川の水利権があると言ったら困る。だから、結局名古屋上水道をやったときに井戸が上がっちゃって、それではいかんということで、木曽川の水を犬山市に水利権をもらって、それで結局、水道はただですよという経過があるもんだから、犬山市としては、木曽川水系を取れるものがもらえたということで、残っておる財産はあるんだけれども、そこら辺と、もらったもののバランスをやっぱり考えて、あんまり急激にやって反発もらわんようにしてもらいたいけれども、調整を徐々にしていく段階に来ているんではなかろうかなと、僕は思うんだ。だから、そこら辺のとこを水道課の方で、整備をするときに、きちっと従来どおり円満解決する方法でもっていってもらいたい。だけど、基本料金でなった方はええんだと、その原点はな。それからオーバーしたものはもらっとるわけだから。前は、全部ただだったんです。なので、不明水で処理した。どうしてこの漏水があるということでやったら、それが出てきた。だから、そういう意味で経過はあるんだけども、時代が変わってきとるんだと。時代が変わったからいいかとは言わない。やはり、双方がいいような立ち会った記録の処理をしていかなきゃいかんことだけこの委員会で言っておきます。

岡委員長 原委員。

原委員 1点だけお聞きします。

57ページ、17目13節の道の駅基本計画策定委託料についてお聞きします。

私は、橋爪・五郎丸の新しいまちづくりのために、この道の駅については推進派としての 立場でお尋ねをいたします。

これ、さまざま、今回質疑出ましたけども、実際にまだできると決まって進むわけじゃないんですね。これから本当にできるのかどうかということも踏まえて、いろいろこれから進めていくというふうに伺っておりますが、その割に1,169万円という高額な予算がついてます。この基本計画のどういったことを考えていく計画なのか、その計画の中身、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

岡委員長 奥村都市計画課長。

奥村都市計画課長 この委託料の中には、私どもが今考えているものとして、道の駅単体ということではなく、橋爪・五郎丸地区を含めた広域的なエリアの中で、一つは今回の考え方の中では、まちづくり交付金制度を導入したいという一つの考え方もみまして、橋爪五郎丸地区計画を打ったエリア、そういうところも含めて道の駅構想を考えておる中での委託料ということです。当然、都市再整備計画の策定も含めております。そういうものも、この中には含めていますので、ただ単に基本設計だけじゃなくて、その周囲を含めたまちづくりの計画を進めていく中での委託料ということでございます。

特に、現在の、道の駅の計画は概念的な部分ということです。実際、どこにどういう形で配置したらいいとか、施設的なもの等もこの計画の中では進めていきます。今まではただ単に、概念のもので実際の計画の中で実現していくには入口とかの問題も多々ある中、本当に道の駅として沿道から入れる状況下で、どこに場所を配置したらいいのか、そういうものも含めて、これからこの基本設計の中で考えていきたいと考えております。

施設については、今、提供サービスということで、トイレ、無料休憩所、駐車場、地産地

- 11 -

.

消の販売施設、レストラン、観光の案内施設とか、そういうものも含めてどういう形で計画 していくかということをこの中で検討していきたいと考えております。

岡委員長 原委員。

原委員 ありがとうございます。よくわかりました。

せっかく、ここまで計画していただいてるんですから、ぜひ建設に向けての思いはあります。また、予算もしっかりした予算を組んで、これから進めていくということもあります。また、前にもお話がありましたけども、範囲の方も考えてるということで、いろいろ聞き及んでおりますので、改めてちょこっと確認のご意思だけで結構なんですが、道の駅の建設については、犬山市としてやるという思いと、できるという見込みの上でこれから進んでいくのかどうかということだけ確認させていただきます。

岡委員長 奥村都市計画課長。

奥村都市計画課長 今年度にかけて、これに関係する関係機関すべてに確認してきました。 国の方についても、一応、道の駅の計画については、既に犬山市としては、善師野地区での 計画として提案してありますので、その場所の変更だけで別に構わないということです。国 としては、道の駅をつくることについてはやぶさかでない。ただし、県内の中では、今1カ 所、岡崎市が手を挙げているということで、国の方としては、一緒にはできないということ です。熟度が高い方から国としては考えていきたいということです。犬山市の中で、もしや れるとするならば、熟度を高めてほしいという話は国の方から聞いておりますので、その熟 度を高めるために、平成18年度、今年度ですけども、JAとか商工会議所、それから関係機 関、すべて行ってまいりました。一応情報を提供して、その中では理解をしていただいてお ります。また、農振農用地、一番それが肝心ですけども、それについても、平成18年度、農 振農用地の利用計画の見直しでその場所を位置づけしていただいたということで、農振の部 分についても、そこでの対応というのはオーケーというふうに基本的にはなっておりますの で、あとは当該用地を買収する中での地権者の問題ということです。一番大事なことは、つ くった後で中身についてしっかり精査していかないといかんということで、中身をつくって も、フォローできるものがないとあかんということですので、そこを全面に出してから、方 向性を探りながらいきたいということです。方向性については、大体今のところは終わって ますので、実行部隊としてこれから取り組んでいきたいというふうに考えております。

岡委員長 金武都市整備部長。

金武都市整備部長 この道の駅につきましては、質疑の中で岡議員からも質問がございましたね。あのときには、非常に優秀な職員でつくり上げればいいというので、褒めていただいたもんか、ちょっと複雑な思いで会見いたしましたけど、内容で説明しましたけど、いろんな表現力ありますけど、今回、道の駅につきましては、昨年もやりましたけど、実施に向かっての計画を立てたいということで、夢の委託ではないということですね。特に、実施に向かってですから、現況調査とか、そして当然、基本設計もそうなんですけども、あと事業形態についてどうするかという、非常に踏み込んだ、実施に向かっての踏み込んだ検討をしたいということでお答えいたしました。

あと、職員でできるもの、当然ながら委託と言って、丸投げをするものではなく、職員が

非常にそこにかかわって、いろんな委員会の構成の中で入ったり、いろいろとやっていきます。ということで、夢の計画ではなくて、実施に向かった、ぜひとも実現をしたいという思いのたけですので、その辺ご理解いただきたいと思います。

岡委員長 暫時休憩します。

午前11時21分 休憩

再 開

午前11時21分 開議

原副委員長 委員会を再開いたします。しばし委員長の座をかわらせていただきます。 岡委員。

岡委員 今の道の駅なんですけれども、一応、基本的な構想として、外縁部の構想から道の駅ならという形で出てきたというふうに経過は記憶してるんですけれども、1点は農振の除外はどれぐらいの面積を考えてみえるのか、それの可能性、先ほどは大体いけるという話でしたけれども、それとあわせて総事業費が大体どの程度の総事業費を考えてみえるのかという2点、ちょっとお尋ねいたします。

原副委員長 奥村都市計画課長。

奥村都市計画課長 面積的には、当初、構想の分でいけば3.7へクタールということで考えておりまして、事業費ベースにしても、約30億円ぐらいという予定をしていました。それは主に用地費ということです。30億円のうち、約8億円が国の直轄事業ということです。残りの22億円が市の事業費ベースになるんです。ただ、用地費がマックス、農地ですので、私どものやる中では、一番最高の坪15万円という一つの価額を出しております。その用地費をもっと低く抑えれば、もっと事業費ベースが落ちます。ほとんどが用地費になってますので、今、15万円というのは表現としては出してありませんけども、通常でいけば、坪当たり本当に四、五万円ぐらいのものです。実質はですね、ですから、それを宅地並みという形で考えれば15万円ですけれども、もっともっと、金額を抑えていきたい、そうすると事業費ベースが落ちてきますので、例えば10万円ですと5万円落ちますので、それはもう少しこれから詰めていくということです。あくまでも概算というのは、当初のつくったときの案ですので、正式に鑑定を取ったわけではありませんし、そんな状況の中で、まあそのぐらいだろうというような予想の中での数字、単価ですので。

原副委員長 岡委員。

岡委員 126ページの街路樹剪定委託料ですけども、アメニティー協会に行っている部分だと思うんですけども、特に、小牧公園線ですとか、それから四日市から大門のところに低木が植わっていまして、これが枯れかけてきている、去年も言った話ですけども、剪定だけじゃなくて、やっぱりせっかくの低木を枯らしてしまうと、かえってその後、またやるにはお金がかかるわけで、今はほとんどやってなくて枯れっ放しという状況なんですけども、これは委託の項目の中に、やっぱり水をやるとかいうことも含めて、枯らさないような努力をし

ないとまずいんじゃないかと思うんですけども、新年度の中で、剪定だけじゃなくて枯らさない努力を、委託の項目の中に含めてやっていかないとまずいなということを感じてるんですけども、その点は、去年もちょっと言わせてもらったわけなんですが、新年度の中では、これはやらんとまずいと思ってますが、それに対してはどうされるのか。

原副委員長 古橋維持管理課長。

古橋維持管理課長 大変耳が痛い話で、去年もお聞きしまして、ちょうど去年もそうでしたけど、なかなかその剪定の業務をしとるときに、必要なときに雨が降らないとか、手いっぱいのところもあるんですけれど、今、アメニティー協会でお願いしておりますので、そういうことも話しております。水をやるように。あと、前にふれた分もありますので、その処理も手がすいたときにやるようにというような話をしております。それで、今あるものについては、水をやってほしいということで、話はしております。

原副委員長 岡委員。

岡委員 話だけでは、やっぱり向こうもね、大変なわけで、委託料その分をアップしてあげないと、若干でも。それはやっぱり最低、これ剪定の業務だけで水やりというか、そういう樹木の維持管理もということになるもんだから、最低でも、若干それは項目をふやすわけですから、適切にやれるような予算的な配分をしてほしいと思いますが、その辺はいかがですか。

原副委員長 古橋維持管理課長。

古橋維持管理課長 今、新年度予算させていただいとるんですけど、今年度はそういう内容まで入れてなくて、やっぱりアメニティー協会は、ちょっと手がすいたときにお願いする部分も、やっぱりあちらの方も、そういう剪定する以上は、そちらのものも兼ねて、厳しく言うんじゃなくて、そういうものの面倒も見てほしいというような話で、大変費用かかるようでしたら、ちょっといかんですけど、そんなような形でお願いはしております。

原副委員長 岡委員。

岡委員 相手もあることですし、次年度の中で協議をして、必要な、もし、向こうも多忙な中でのプラス、全然ふえてないけども、剪定に加えていくことになるということなんですから、その辺は補正対応も含めて対応していただきたいというふうに思っています。

それから、130ページで、先ほど都市計画の基本調査をしていくということとの兼ね合いなんですけれども、これ実は新年度予算見て、市長がかわった中で、当然、総合計画の見直しをやっていかなくちゃいけないんじゃないかなということを思ってまして、自治基本条例をつくるときの議論もそうなんですけども、それに対しては、総合計画との整合性も含めてね、都市計画の基本を立ち上げていくよと、策定していくことにならなくちゃいけなかったんじゃないかなと思ってるんですけども、その辺はどういう議論がされたのか、されてないのか、市長がかわってくる中見ると、今の総合計画というのが、確かにまだ、もう二、三年かそこら残ってますけども、当然見直してしかるべき時期じゃないかなと思っていたんですけども、これ原課の方から立ち上がられないと、新しい市長がそこまで気づかなかったのかどうかわからんのですが、そういう内部での議論はなかったんですか、意見具申とか、そういうことも含めて。それがどうだったのかお聞きします。

原副委員長 奥村都市計画課長。

奥村都市計画課長 この基本図については、総合計画とか、都市マスとか、そういうものとは関連してないです。今の新しい地形的なものをつくるという、地形図をつくるということです。当然、総合計画とか都市マスについては、用途や、あるいは市街化の拡大とか、そういうものがあれば、盛り込むという形になるんですけども、それはあくまでも、都市計画決定された後ということになります。これについては、図面、基本図の作成だけですから、特に土地利用とか、そういうものにはふれないということで、あくまでも単体というふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

原副委員長 岡委員。

岡委員 都市計画課の課長からすればそうかもしれないんですけども、全般的にスキールしている両部長からすれば、やっぱり市長かわった時点で、今の総合計画、後年になっているいろな見直しをしなくちゃいけないというところから見ると、その点を担当している、とりわけ都市整備部からいえば、これは市長かわった時点で、総合計画審議会をもう一度立ち上げて、見直しをやっていかなくちゃいけないんじゃないかと思いますというような意見具申や、そういう内部での議論があってよかったんじゃないかなと思うんですけど、そういうの全くなかったんですか。

原副委員長 金武都市整備部長。

金武都市整備部長 市長は、基盤整備ということで、一番ですね、いろいろ言われておりますし、実際に我々が今まで進めてきた中でも、特に基盤整備の必要性というのは、当然、都市整備部としまして、一番うったえるものがあったんですけど、基盤整備の中の第一で、やはり都市計画道路の整備促進というのは、我々も一番に置いてます。ですから、基本的に今の市長の言われてる基盤整備の中身につきましても、我々が今まで進めていたということの基本に立ち返ってますので、特別に、総合計画を見直してとかいうことじゃなくて、今までの事業を淡々と進めていけば、それは今の市長の新しい施策の方針ではなくてね、だけでも結構、その辺、市長の言われるものと整合してるというふうに思ってますけど。

原副委員長 岡委員。

岡委員 134ページの電線類地中化工事について、当時から私疑問持ってきて、一番当初は、事業が二つもかさなって、町中に非常に多額の予算ということも含めて、一番当初反対した記憶があるんですけども、今、これ、ことし本町線の396メートルが進められるということなんですけど、まちのそういう整備のあれから考えて、逆にこの駅前の道路ね、駅前から犬山高校のところが、歩行者も多くて、電柱もあって邪魔していて、だれが考えても優先順位からすると、やるなら駅前から犬山高校のところというのが非常にニーズとしてというか、要望としては強く出されてるんじゃないかなと思ってるんですけども、これ今回の予算は本町線ということなんですけど、今の都市整備部としては、電線の地中化ということを考えたときに、城のまちという中を視野に入れてると思うんですけども、旧犬山町以外の、羽黒やそちらの方から見てると、どう見ても犬山駅から犬山高校のところというのは、これどうするのかね、これやれば、ここはどうなるんだというのが当然出てくるんですけども、その辺はどんな議論がされて、どんな計画を持ってみえるのか、お聞かせいただきたいと思います。

原副委員長 奥村都市計画課長。

奥村都市計画課長 都市計画道路に駅前通りはなっておりますので、今、進められている地中化については、国の無電柱化計画に載せないと地中化はできないということです。ただ、幹線道路については別ですけども、犬山市の中で地中化できるのがお城の前と、それから本町線、新町線の3路線が地中化計画として、国の計画に載っています。電力事業所の協力を得て進めていくという形になってくるんですけども、そのほかは、今市役所の前で無電柱化工事をやってますけども、そこが犬山市では無電柱化できる範囲ということで、要は、それだけの投資して、投資効果がなければ電力会社がやらないわけですので、城下町については、街並みを考えた城下町というまちづくりをするという中での位置づけということで、認めてくれた部分がありますので、電力事業からするととてもじゃないけどできないエリアとなります。

今、草井犬山線、都市計画道路ですけども、これも駅前から計画があるんですけども、一つは真野邸がありますので、拡幅することによっての真野邸の問題、非常に犬山の一番大事な城下町の入口のところを拡幅することによってのそういう問題点があるということと、また、県道ということで、今、市役所の前を整備しとるんですけども、それはあと5年ぐらいかかるんですかね。ちょっと、建設課長に聞かないとよくわかりませんけども、その後、駅から北の方へ行くか、あるいは犬山高校の方の路線に入っていくか、それをどちらにするかということは、整備が終わった段階で出てくるということで、市役所前の整備が終わった段階でしかそれに着手できないという話も聞いてます。今お話がありましたように都市計画道路ですので、中途半端な整備はできないです。見直しをして、現道の分を歩道だけつけて整備していくという方法もあります。そうすると、広域的な部分でそれが可能かどうかということについても、当然、県道体系になってきますので、交通量的なものも調査しながら、可能かどうかということもやらないと、それも、現時点ではわからないということです。やらなくちゃいかんということ、一番ニーズが高いということは重々私も承知してますけども、計画的には優先順位から考えると、市役所の前の路線が終わった後になると思います。原副委員長 金武都市整備部長。

金武都市整備部長 一つは、北と南という話はあまりしたくないんですけど、現実に今城下町でやってますので、今の考え方としては、本町通線と新町線の地中化を平成21年までに一応けりをつけまして、そこで一応城下町のハード整備は終わるわけです。一区切りをつけたい。それから以降といいますか、この途中、平成20年にいよいよこれから楽田の方ですね、シフトしていきたい、向こうへ。それにあわせて羽黒も一緒なんですね、ということで、だんだん事業が変わってきますので、その辺もご期待いただきたいなというふうになりますので、よろしくお願いします。

それともう一つ、駅前の通りなんですけど、これは答弁に今ありましたように、都市計画 道路ですけど、今の状況から見まして、当然2車線は確保されていまして、部分的に両端に 歩道部分があるんですけどね、できましたら拡幅というのは非常に難しいもんですから、で きたら現在の歩道部分が少しあるんですけど、その部分をある程度車道と歩道を区分けした ような形で何か整備しまして、その部分で歩道を確保していきたいなという気持ちがちょっ と私自身は持ってます。実際のところは、県の施行ですので、県にやっていただくわけですけどね、今の早急な話としては、そういうことも必要かなというふうに思ってます。歩車道が分かれてないんですから。

原副委員長 岡委員。

岡委員 過去の選択を誤った部分もあるのかなと思いながら。それからどうしてもこれちょっとはっきりさせたいなと思ってるのが、余坂ポケットパークの整備事業なんですけども、これ地元の、私どもの同僚の山下議員も、この整備、地元でもそんな協議してないし、こんな整備が必要なのかということを言ってみえて、この辺、地元との協議、その辺はどうなってるのか、私その中身をちょっと知らないもんですから、同僚の地元議員がそう言ってみえたということなんですが、ちょっと事業内容を説明してほしいのと、地元との協議みたいなことがあったのかないのか、その辺はどうなのか、ちょっと知りたい。

原副委員長 河村建設課長。

河村建設課長 ポケットパーク、実は、この用地は平成12年に、街なみ環境整備事業で、当 時用地取得がされたわけです。と同時に、辻の筋向かい、余遊亭これも街なみ環境整備事業 で整備したわけですが、いわゆる余遊亭を建設するときに、地元で、当時はワークショップ という形で、地元の方にどういうスタイルで、その土地の利活用をしていくかということを いろいろその中で協議されたわけです。そのときに、そういった地元の皆様方の、ワークシ ョップという形での協議で、そのときに、いわゆる余遊亭については、第1次ということで 整備はされている。そのときに、いわゆる部長が本会議でも答弁させていただきましたけれ ど、基本計画の中には、向かい側に蔵のある、いわゆるポケットパークという整備をしてい こうというのが、そのときに基本的な考え方として、計画の中に入っていたということで、 ただ、この間、街なみ環境整備事業の中では、補助的なものが非常に難しいと、こういう中 で、現段階になっては、平成16年からのまちづくり交付金事業という中では、いわゆるポケ ットパークとしての整備は可能だということで、補助の対象になるということになりまして、 平成16年から再度、余坂の町内会を含めた中で地元と協議し、今日までにこういう姿がいい だろうというようなことが昨年度、地元の皆様方と話をさせていただいて、今年度、ポケッ トパークの方の整備に入りたいということで、その整備の内容としましては、基本的な考え としては、木戸口の復元というのが一番のメインでありまして、その次に、いわゆるそのも ののコンセプトも部長が本会議で説明しましたように、車山蔵のあるポケットパークで、車 山蔵の体験、あるいは観光客の方にいろんなものを見て、あるいは聞いて、体験していただ くというキーワードの中で、いわゆる復活して今現在想定してる、建物をつくるわけですけ れど、敷地面積としては、94㎡ぐらい、約30坪ぐらいのものにしようかなというような考え 方であります。

もちろん、町内会の蔵を開放、いわゆる今までの車山蔵といいますと、閉鎖的で非常に見ていただけないなと、こういうことですけれど、それは本年度、そこのポケットパークについては、テーマにあります、車山蔵のあるポケットパークということで、市民の方や観光客の方には、できるだけオープンにしていただいて見ていただくというふうに思っております。ただ、文化財ですので、365日開放するというわけにもいきませんので、そこら辺のところ

を協議、あるいは文化財課の方とも、どういう状況で開放していただくかということは今後 詰めていきたいというふうに思っております。

原副委員長 岡委員。

岡委員 余坂から900万円もらってね、車山を保存するよというのと、木戸口というのは、 これは昔の木戸口の復元というのは、木戸口にはそういうものがなかったはずなんだね。だ から、この木戸口の復元という事業と、今の車山蔵というのか、とは別問題じゃないかなと 思うのを、一緒に復元という形にするのには、大変な違和感があるんだけども、その点はど ういうふうに考えてみえるのかな。

原副委員長 河村建設課長。

河村建設課長 岡委員言われるとおりでございます。木戸口というのは、私ども文化財の方の関係になりますけれど、どういうものかというのが非常に難しかったんですけれど、当時、外観として、資料として今実はあるわけですが、こんなような木戸口があったという、資料的なものが出てきまして、当然、道路にいわゆる木戸があったと思うんですね、それをじゃあ、車山が通っていくと、物理的に通れるわけじゃないもんで、当時は、組み立てて中へ入ったと思うんですが、それをまた今の現在のところへ復元しようとすると、それは当然、道路交通に支障があるということで、今のポケットパークの中に、どういう形にしようが、当時あった姿の木戸は復元を、いわゆる車山蔵を出ていくときには、支障のないように復元をしたいということですが、いわゆる設計の中のキーワードとしては、やはり木戸口の復元がメインであって、ポケットパークの中に、いわゆる車山蔵を利活用をさせていただく、木戸口の外観だけでは、なかなか歩くまちとか、あるいは東の玄関口としては、木戸口だけでは、ポケットパークとしては寂しいという気がしますので、いわゆる創意型の、車山を利活用をさせていただきながら、ポケットパークを整備したいというふうに思います。

原副委員長 岡委員。

岡委員 余坂の車山蔵という点では、900万円の寄附をいただくということも含めて、余坂町の方との協議はやってきたよということはわかりましたけども、木戸口の復元というと、これ枝町の方との協議が必要になったんじゃないですか、枝町との協議だとか、枝町の方との合意形成というのは、その辺はどうだったのか知りたい。

原副委員長 河村建設課長。

河村建設課長 実は、木戸口というのは、私の方とは直接関係、委員言われておるように関係ございませんので、まだそういう枝町とか、あるいはその先へ行けば、新道とかあります、枝町よりも魚屋町ですね。それから新町、そこら辺のところがありますので、木戸口の復元をする工法とか、あるいは木戸口の形、そういったものについては、資料的なものは私の方入手しておりますので、魚屋町や新町の方の町会長さんとか、そういった方には、一応私の方から提示したいというふうに思っています。

原副委員長 暫時休憩します。

午前11時47分 休憩

再 開

午前11時48分 開議

岡委員長 委員長交替して進めさせていただきます。

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

岡委員長 質疑なしと認め、第18号議案に対する質疑を終わります。

暫時休憩します。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時から再開したいと思います。

午前11時48分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

岡委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

第26号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

城下水道課長。

城下水道課長 (第26号議案説明)

岡委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言をお願いします。

宮地委員。

宮地委員 二つ、伺います。一つは、議会でも質疑した、例の大規模団地の公共下水道の接続、切り替え、ちょっとまず最初に聞きたいのは、それによって団地の皆さんの負担というのはどういうふうになってるのか。切り替えによっていけるのかな、個人負担。

岡委員長 城下水道課長。

城下水道課長 今の大規模団地はコミプラで処理してますので、40年から50年当時の団地の造成でゴミ処理施設が老朽化しとるという、これは要望の第1点なんです。そういったところで、面整備化を、従来、私どもがやってきた団地、過去に整備してきました、例えば直近でいいますと、日の出団地でございますが、テレビカメラを管内に入れ、老朽化して非常にひどいということで、よければそのままいただきますが、非常に悪い管が目立つ、市の方で寄附採納は受けれんというような状態ですので、私どもは新たな管を入れて整備させていただきますので、皆さんと一緒に受益者負担金、530円を負担はしていただいて、もちろん、土地の面積の受益者負担金です、調整第1負担区お願いしておりますが、犬山第3負担区、右岸区域でもそうですが、平方メートル当たり500円の負担をしていただいて整備に入って

- 19 -

いるということですので、今のところ、そのまま使える団地というのは、今後入ってきます、今調査しとるんですが、木津の緑ヶ丘、小さな団地なんですが、白帝住宅、こういった団地がそのまま管路が使える、多少修理すれば使えるよ、ということですので、修理分は団地でしていただいて、私どもの方へ寄附採納していただく、よって受益者負担金はちょうだいしません。

岡委員長 宮地委員。

宮地委員 二つあるということやね、そうすると、状況によって個人負担分をしてもらうところと、そうでないところとあるということやね。問題はそうでないところなんです。それと、それからそうでないところについては、ただ合併浄化槽から公共下水道に切り替わるだけで負担金はなしだとすると、これからの団地造成にも影響することなんだけど、きちっとそのときの取り決めがされてるのかどうか、恐らく団地つくるときは、公共下水道へ接続することなんかできへんので、ほとんど調整区域につくられる場合ね、そうすると、後にお荷物になってくる事業というのは、当然犬山市が負っとるわけよね。そことの差が一般の市民との差が生じとらへんかね。いわゆる、当時、団地で入ったときのその下水に対する負担分というのがどのくらいの割合になってるか知らんけども、要するに、管が修理しなければ負担金は取らないということであれば、一般の市民の人たちから見れば、もちろんそれに新しく接続するんだから、これに対する経費というものは必要なことはわかるんです。団地の人に対して、その管がどうもなかったら、そのままいくという、個人負担はなしというのは、何かアンバランスな気がするけども、その辺の解釈はどう。

岡委員長 暫時休憩します。

午後 1 時10分 休憩

再 開

午後1時10分 開議

岡委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

城下水道課長。

城下水道課長 長者町団地も以前接続したんですが、公共下水道へ、団地の管をテレビカメラ等を入れて調査した段階で、管路を改めて建設する、補修してまでする必要ないということで、そのまま団地から移管受けたということで、当然、団地に入られる方は、住宅団地の造成については、当然住居費を払う、購入の中に入っておりますので、そういったことを考えれば、あくまでも、面整備の負担ということでありますので、500円をお願いするものですが、整備せんということで、ちょうだいするものでない、と判断するものですが、悪いところにつきましては、当然、一般と同じですので、新たに管渠というか、下水道管を埋設して投資していきますので、それ相当分の負担金はいただくということでご理解得ております。

今後は、調整区域、市街化区域の右岸、例えば前原団地もございますが、市街化区域の右岸では、名犬ハイツ第1、第2あります。村田機械のあたり。それから地産団地これちょっ

と老朽化しとるというか要望強いんですが、市街化区域であるゆえ、整備も入ったりするんですけども、年月がたっておりますので、そういったところは当然、受益者負担金も一般と同じようにいただいて、管整備するということです。

岡委員長 暫時休憩します。

午後1時11分 休憩

再開

午後1時15分 開議

岡委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

宮地委員。

宮地委員 もう一つは、岡委員も質疑した入鹿用水なんですが、ここ下水も出してる関係ですけども、平成18年度は出してないと、支払ってないと、それはみんな一緒の取り扱いしてると思いますが、今後どうしていくかやね、そこを日にち的にも、整理期間を入れてもそんなにないことで、その間に会議をやる予定があるのかどうかいうことと、それからもう一つは、こういったものは、不執行になるのかならんのか、その点もあわせて。

また、こういうものを供託しとくということはできんかどうか、その辺ちょっと考えを。 岡委員長 城下水道課長。

城下水道課長 今のご質問はもちろん私の方は、入鹿用水としての使用料ですが、将来的な 事務窓口が維持管理課ですので、維持管理課長の方かと思います。

岡委員長 古橋維持管理課長。

古橋維持管理課長 今の使用料と、今の協力金の話でございますけど、現在、調整会議等で話し合われたものを市の意見として改良区の方に、方針をのんでいただくように、市の方針を、ということで詰めております。ことしのものにつきましては、それらの確約書を取って支払って、来年からはその方法でやるということで、使用料とか協力金は払わないというふうに考えております。

ちょっと、市の方針を伝えとるもんですから、相手さんが合意すればその形で進めるということです。

岡委員長 宮地委員。

宮地委員 1年前もそういう答弁だって、ただ違うのは、今の確約書を取ったか取らんかだけじゃないかなという気がするけれども、それで前回も旧年分については支払うということで、支払っているね。占用料等については、払わない方向で、払わない方向だったら予算計上しなくていいと思うけども、むしろ、どうしてもということになりゃ補正対応していく、払うような感じでこれ計上されてるものと思われてならんけれども、そういう見通しはどうか。先ほど言った、今後いつ会議を持つ計画なのか、それから供託していくということも可能かについてはどうかということ。

岡委員長 古橋維持管理課長。

古橋維持管理課長 平成17年度の状態をお話しますと、市全体のものが358万2,000円ちょっとあったんですけど、本会議でも助役が話していただきましたけど、堤防分については、48万円ほど、平成17年度は減っております。そして、後はそのほかの幹線水路の関係とか、協力金は平成18年度に見直すということで、昨年度は終わってます。今年度は、その後、残されたものの協力金とか、使用料については、条件のんでもらえれば、市の方針のようにのんでもらえれば、前向きで考えてもらえれば、支払って、来年度からはもうなしということですので、今、計上させていただいてますけど、その状態のまだ今合意は達してない状態でございます。前向きに検討するというような話は聞いてますけど、市の方針を。

岡委員長 宮地委員。

宮地委員 今後、やっていく予定はあるのかどうか。日程的にね。逼迫しとるもので、いつ、この平成18年度の支払いについてはけりをつけようとしているのか、その日程的な問題はどうかということと、供託についてはどうかということ。

もう一つは、48万円安くなったというのは当然のことなんです。というのは、犬山市の所有している池敷の上に堤防が載っとる、その堤防はどちらのものかいうことで議論してきて、結局は、向こうの言うとおり入鹿用水の堤防だというふうに犬山市も認定したのか、まあ認定しただろうね。そうなるから、それこそ反対に、堤防に対する、うちの方は使用料をもらわないかんやないか。そういう問題も出てくるんだよ。だから、そこらもきちっと、そういう話し合いしてるの。そういう日程的なものがあるか。

岡委員長 古橋維持管理課長。

古橋維持管理課長 今の堤防の件に関しましては、当初、そのような話で、整理してなかったんですけど、本会議でも助役が言いましたように、2度の県営の老朽ため池事業と、防災ダム事業で財産は改良区の方に渡しておりますので、その辺は折り合いをつけて、その財産は認めようということで、管理は入鹿改良区の方でするということで、そういう池敷に関しての使用料は免除してもらう形で経過しております。

それで、今後の話は、当然、今おっしゃるように、これがまだ結論ついてないもんですから、調整会議なり、下交渉をして、今年度分の結論は出さないかんということで考えております。日程は、今年度末、出納閉鎖までには完全にその辺の話ができるように、3月までにはある程度方針が立つように。長い歴史のことで、相当改良区側の方の理事の意見を変えるのも難しいような話ですので、総代会開いて、4月に開かれるんですけど、そこで、そのあたりの結論が出るというように考えております。

岡委員長 供託ということも選択肢の一つに入れたらどうかという意見がありますが、それ についてはどうですか。

古橋維持管理課長。

古橋維持管理課長 供託については、まずその話し合いを詰めて、前向きに進めようと、平成18年度の見直しについてのあれを進めることを前提にしてます。供託は今のところ予定はしておりません。

岡委員長 宮地委員。

宮地委員 まあ仕方ない、結局、堤防敷については、今まで48万円をまけてもらったと思っ

てるかもしれんけれども、それで満足しているかもしれんけれども、入鹿用水そのものは堤 防敷を使って利用してるお店屋さんとか、ボート屋さんやいろいろたくさんあるんだけども、 そこからかなり使用料を取ってるんですね。そのもとは犬山市が持ってる堤防敷を使って利 用しとることの一つでしょ。だから、そういうこともきっちりとこちらから言わないかんと 思う、黙っとっては。

入鹿用水も、ここんとこ、内部でちょっと混乱というか、意見が分かれてきてる。だから、今まで前理事長の一方的なことで、入鹿用水の理事会というのは、前やられてたんだけども、それが変わってきてるという状況がかなり、先月だったかな、意見が分かれたというような、今の時代に合わせないかんじゃないかというような声も聞かれてきてるんだから、長い歴史だと言ってさっき言ったけども、そうじゃない、時代も変わってきたこともある程度、少しずつは認識をしてきてるんだから、言うときには言う、そのタイミングがあるんだから、そこをきちっとはかって、まだ日程も決まっとらんようだけども、年度内処理していかんなんから、こちらから声かけして、開くように、今の4月の理事会の前に開くように、僕から要請して、そういうものを解決するように、供託金についてもよく上司と相談して、方向性を出しておいてください。

以上、部長は何かあったら言ってください。

岡委員長 金武都市整備部長。

金武都市整備部長 入鹿の改良区もですね、やはり理事長がかわられまして、替わられたといっても亡くなられたので、非常に柔軟な対応は考えてみえるようです。問題なのは、理事の方も言われたように、やはりいろんな方が、いわゆる前進的な考え方というか、今の考え方を持ってる方がみえてきてます。問題なのは、やはり今取り合ってる事務局ですね、事務局もだんだん変わりつつあるんですけど、まだ依然として前の考え方というのは結構持ってるんです。その辺も、だんだん雪解けではないんですけど、解けてきたもんですから、その辺もあわせてこれから積極的に、本当は去年からやってますけどね、なおさらにやっていこうということも思ってます。

あと、これからですね、負担金は下がらない方向で進めていくということを今話をしてますので、今月中といいますかね、でも、積極的にかかっていきたいと思っております。 岡委員長 他に質疑ありませんか。

[「なし」の声起こる]

岡委員長 質疑なしと認め、第28号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第28号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

城下水道課長。

城下水道課長 (第28号議案説明)

岡委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

+

岡委員長 質疑なしと認め、第28号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第30号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

余語水道課長。

余語水道課長 (第30号議案説明)

岡委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

[「なし」の声起こる]

岡委員長 質疑なしと認め、第30号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第31号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

森庁舎建設課長。

森庁舎建設課長 (第31号議案説明)

岡委員長 古橋維持管理課長。

古橋維持管理課長 (第31号議案説明)

岡委員長 松山建築課長。

松山建築課長 (第31号議案説明)

岡委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

[「なし」の声起こる]

岡委員長 質疑なしと認め、第31号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第35号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

城下水道課長。

城下水道課長 (第35号議案説明)

岡委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

岡委員長 質疑なしと認め、第35号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第36号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

城下水道課長。

城下水道課長 (第36号議案説明)

岡委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

[「なし」の声起こる]

岡委員長 質疑なしと認め、第36号議案に対する質疑を終わります。

これをもちまして全議案に対する質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。

討論を省略することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

岡委員長 異議なしと認め、討論を省略いたします。

続いて採決を行います。

最初に、第13号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

岡委員長 異議なしと認めます。

よって、第13号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第14号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

岡委員長 異議なしと認めます。

よって、第14号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、第18号議案のうち、平成19年度犬山市一般会計予算、第1条の第1表 歳入歳出予算中、歳入 建設水道委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務費(1項総務管理費のうち15目犬山駅西再整備費、16目新庁舎建設費及び17目新しいまちづくり事業費)、4款衛生費(1項保健衛生費のうち1目保健衛生総務費中28節繰出金)、5款農林業費(1項農業費のうち6目土地改良費中28節繰出金)、7款土木費、10款災害復旧費を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

岡委員長 異議なしと認めます。

よって、第18号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第26号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

岡委員長 異議なしと認めます。

よって、第26号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第28号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

岡委員長 異議なしと認めます。

よって、第28号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第30号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

岡委員長 異議なしと認めます。

よって、第30号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第31号議案を採決いたします。

第31号議案 平成18年度犬山市一般会計補正予算(第5号)のうち、第1条の第1表 歳 入歳出予算補正中、歳入 建設水道委員会の所管に属する歳入、歳出 7款土木費、第3条 の第3表 繰越明許費補正中、2款総務費(新庁舎建設用地取得事業)を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

岡委員長 異議なしと認めます。

よって、第31号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第35号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

岡委員長 異議なしと認めます。

よって、第35号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第36号議案を採決いたします。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起こる]

岡委員長 異議なしと認めます。

よって、第36号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 暫時休憩いたします。

午後2時04分 休憩

再 開

午後2時13分 開議

岡委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

陳情第1号が当委員会に付託されております。全国トンネルじん肺根絶愛知原告団から陳 情書、「トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出について」であります。

意見書を採択し、別記政府関係機関に対して意見書を提出してくださるよう要請するものですという陳情書ですが、動議を省略いたしますか、どのように取り扱ったらよろしいでしょうか。

熊澤委員。

熊澤委員 昔のトンネル工事でなっとる人はおるわな。みんなに諮らないかん。犬山市はトンネルあらへんでいかんけど。

岡委員長 三浦委員。

三浦委員 昔の工事でこういうことになった。今は当然ないんですよね。

岡委員長 熊澤委員。

熊澤委員 今はここにつけて装備してやらなきゃ、管理責任でやられちゃうでね。

だから、炭鉱もそうだろ。

岡委員長 陳情であっても委員会で採択することはできますし、お聞きしましたということで処理することもできますし、両方ともできますけども。これは意見書出してくれということですので、委員会で採択するとなると、各派代表者会議にも申し出て、議長にも申し出て、対処、つくり上げないと。

原委員。

原委員 厳しい判決出されて、国はそんなような動きはしとるのか。

岡委員長 熊澤委員。

熊澤委員 しとる。もう大分、国の方へ言うてきた、それの救済の方向ではある。水俣病で もそうやったな。

岡委員長 原委員。

原委員 その動きがある中でどうするかってことですか。

岡委員長 熊澤委員。

熊澤委員 古い人だわな。幾つぐらいの方が。おれらの年代くらいかな、若いときになった んだわな。

国道のトンネルだろ、だから国の方で見てくれという。

岡委員長 原委員。

原委員 意見書まで出さないかんかな。

岡委員長 意見書を求めるということであれば、本来なら陳情でなく、請願で出してもらわないと。一応、今回は、承りましたということで、ぜひ、これまだ裁判にかけて、みんな地裁だったもんだから、そういうのでいくと世論を取りたいんだと思うんだ、高裁で多分これまだ争ってる最中で。最高裁までいくか、途中でだから、そういう声が大きくなれば、政府が譲歩するためにして受けるか。だから、今回承りましたという結論にして、その旨、陳情者の方にも、再度、もし出していただく場合であれば、今度は請願でお願いしますということで、今回は承りましたという結論でよろしいですか。

〔「異議なし」の声起こる〕

岡委員長 これで建設水道委員会に付託されました案件は、すべて議了いたしましたので、 委員会を閉じます。

午後2時19分 閉会

+

本委員会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

建設水道委員長

建設水道委員会

本委員会に付託(送付)された事件及び審議結果

議案番号	件名	付託(送付)年月日	審議結果	審査年月日
第13号議案	犬山市道路占用料条例の一部改正に ついて	平19.3.8	原案可決 (全員一致)	平 19.3.9
第14号議案	尾張北部都市計画犬山下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に ついて	"	原案可決 (全員一致)	"
第18号議案	平成19年度犬山市一般会計予算	"	原案可決 (全員一致)	"
第26号議案	平成19年度犬山市公共下水道事業特別会計予算	"	原案可決 (全員一致)	11
第28号議案	平成19年度犬山市農業集落排水事業 特別会計予算	"	原案可決 (全員一致)	11
第30号議案	平成19年度犬山市水道事業会計予算	"	原案可決 (全員一致)	"
第31号議案	平成18年度犬山市一般会計補正予算 (第5号)	"	原案可決 (全員一致)	11
第35号議案	平成18年度犬山市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	"	原案可決 (全員一致)	"
第36号議案	平成18年度犬山市農業集落排水事業 特別会計補正予算(第2号)	"	原案可決 (全員一致)	"
陳情第1号	トンネルじん肺根絶の抜本的な対策 を求める意見書の提出について	"	承りました	"

		+

+